

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

営業秘密法に関する刑事責任の分析（上）

案例

台湾において、ある有名な携帯電話製造会社の役員は、かつて会社の営業秘密を盗み取ったほか、内密で中国に行き、当地の国営企業に報告したうえ、離職後、台湾に自ら設ける携帯電話デザイン会社への持込又は中国業者との共同研究開発を計画していた疑いがある。産業の発展が繁栄で、市場の競争も激烈である現在において、離職従業員の営業秘密の盗用又は漏洩、若しくは企業間の悪意なヘッドハンティングによる営業秘密の不当取得はよくあるの話。営業秘密の侵害状況を有効に阻止するため、改正した営業秘密法は、刑事責任の規定を追加した。故に、本文は、営業秘密の侵害に対する刑事責任の規定部分について、案例に併せて分析する。その概略は、以下の通り、参考に供する。

一、 営業秘密の定義

営業秘密法第2条の規定でいう営業秘密は、

「本法でいう営業秘密は、方法・技術・製造過程・レシピ・プログラム・設計又はその他生産・販売若しくは経営に利用できる情報であり、以下の条件に適合するものである。

- (1) 当該種類の情報に係わる者が一般的知るものではない場合
- (2) その秘密性による実際又は潜在の経済的価値がある場合
- (3) 所有者が合理的な守秘措置を講じた場合。」である。

上述により、営業秘密は、以下のように分類できることを知るできる。

(1) 技術的秘密

方法・技術・製造過程・レシピ・プログラム・設計を指す。

(2) 商業的秘密

生産・販売又は経営に利用できる情報を指す。

二、 営業秘密の保護条件

営業秘密の保護条件への適合は、以下の3項がある。

(一) 秘密性

当該種類の情報に係わる者が一般的知るものではない場合

即ち、秘密性の判断は、業界の標準を採る。一般的な大衆が知らない

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

ほか、関連な専門領域の者も知らないものである。常識又は知り得るに容易できる場合、秘密性の条件をもってない。例えば、事例における携帯電話業者が自ら研究開発したインターフェイスプログラムについて、それが取得した利益は、すべて当該資料に頼ってるため、その他の業者に知らせたくないのは当然なこと、故に、営業秘密法の保護を受けなければならない。

(二) 経済的価値

その秘密性による実際又は潜在の経済的価値がある場合

経済的価値とは、技術又は情報に秘密性を有するほか、経済的価値を具備するものを指す。実際又は潜在の価値を問わず、均しく保護の必要がある。故に、尚も研究開発において量産できない技術などの関連情報でも、その潜在の経済的価値を有しているため、営業秘密法の保護を受けている。例えば、事例における携帯電話業者が研究開発したインターフェイスプログラムについて、まだ量産して利益を取得していないが、それが保有する営業秘密は、その他の競争業者より優勢を有しているため、それは、潜在の経済的価値を有するものである。

(三) 守秘措置

所有者が合理的な守秘措置を講じた場合

営業秘密の範囲が広すぎて、法律保護の取得に容易であるため、営業秘密の所有者は、「営業秘密」に対して合理的な保護措置を講じておらず、他人に簡単に取得できる場合、法律は、それを保護する必要がない。所有者が合理的な守秘措置に達したか否かの判断は、個別案件において、当該秘密の種類・企業の実際経営及び社会通念によらなければならない。実務において、企業が採っている守秘措置の事例は、秘密資料書類に対し、レベルの標示・閲覧権限の制限・守秘契約の締結を行うものとするなど。

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。